

公益財団法人ひろしま産業振興機構
国際ビジネス支援センター

〒730-0052 広島市中区千田町 3-7-47
TEL: 082-248-1400 FAX: 082-242-8628
ホームページ: <http://www.hiwave.or.jp/HAPEE/>
本誌掲載記事・写真の無断転載を禁止します。

ハッピーメール

HAPEE MAIL

Hiroshima international Access and Promotion center for Economic Exchange

ハッピーメールは、回覧して皆様でお読みください。
CONTENTSは2ページにあります。

広島上海事務所長および海外ビジネスサポーターをご紹介します。
今年度も引き続きよろしくお願いいたします。皆様のご利用をお待ちしております。

チェンナイ
田中 啓介氏



重慶
吉川 孝子氏



大連
劉 瑛氏



台北
皆川 榮治氏



ニューヨーク
今泉 江利子氏



広島上海事務所長
西尾 麻里氏



バンコク
富永 勇三氏



シンガポール
碓 知子氏



ジャカルタ
割石 俊介氏



ホーチミン
石川 幸氏



ハノイ
中川 良一氏



CONTENTS

平成 27 年度 海外拠点のご紹介…………… 1	バングラ「プラユット首相、日本訪問」…………… 6
海外レポート	ハノイ「東南アジア最大のビール消費国ベトナム」… 7
ジャカルタ「ジョコ・ウィドド大統領訪日が高まる投資環境改善への期待と現場の状況のギャップ」…………… 2	ホーチミン「実際に現地に足を運び、ご自分の目で見て、ご自分の耳で話しを聞くことの大切さ」… 8
重慶「E コマースの浸透」…………… 3	シンガポール「類まれなリーダーを失ったシンガポール」…………… 9
ニューヨーク「NYでオフィスを借りるとしたら」… 4	タイ「インド外国貿易政策 Foreign Trade Policy 2015-2020 のポイント」…………… 10
大連「東北三省、経済不振深刻」…………… 4	中国ビジネス Q&A 「改訂された外商投資産業指導目録について」…………… 11
上海「中国の店頭取引市場への株式公開」… 5	国際賛助会員広告 広島県信用保証協会 様…………… 12
台北「産地虚偽表示」…………… 6	

★★★★★ 海外レポート ★★★★★

インドネシア・ジャカルタにおける海外ビジネスサポーターが4月1日交代しました！新しいジャカルタ・ビジネスサポーターの『割石 俊介（わりいし しゅんすけ）』さん（PwC Indonesia アドバイザー）をご紹介します。

大手都市銀行（1994-2003 年）や JICA（国際協力機構）でのインドネシア事務所駐在などを経て、2009 年よりプライスウォーターハウスクーパース（PwC）インドネシアに勤務。2012-2014、JICA ミャンマー事務所駐在。PwC では、ジャパンデスクとして日系企業向けに進出アドバイスを行っています。広島生まれ、高校卒業までを広島で過ごし、広島郷土愛にあふれています。



ジョコ・ウィドド大統領訪日が高まる投資環境改善への期待と現場の状況のギャップ ジャカルタ ビジネスサポーター 割石 俊介

2月の日本商工会議所ミッションのジャカルタ来訪に続き、トップレベルの経済交流が活発です。ジョコ・ウィドド（通称ジョコウィ）大統領は3月下旬に日本を訪れ、1200人の日本のビジネスエグゼクティブを前にプレゼンテーションを行いました。事業家出身の一味違う大統領としての存在を十分にアピールし、好感を持って受けとめられたと言われています。また、新幹線「のぞみ」で名古屋まで移動し、トヨタの工場を見学、一層の投資と輸出促進へ期待を表明しました。



（写真：じゃかるた新聞）



（写真：共同）

また、4月に入ってから経団連が約50名の大型ミッションをジャカルタに派遣、企業の幹部が大統領と会談し、インフラなど投資環境の改善や規制緩和を要望し、意見を交わしました。このように、日本の経済界の首脳がインドネシアの大統領及び閣僚と face to face で話す機会を頻繁に持つということは、信頼醸成と相互理解のために非常に意義のあることとされます。トップダウンの国インドネシアでは大統領がどう考えるかというのが決定的に重要です。

このようにハイレベルでは機運の高まっている日・イ経済関係ですが、現場の状況としては投資

歓迎のラブコールが個別施策と必ずしもマッチしておらず、外国投資家の目線からすると「我々は歓迎されていないのではないか」と思われることも少なくありません。

まず第一に、ここ数ヶ月話題になっている、外国人就労ビザ取得及び延長時のインドネシア語試験義務化の動きです。インドネシア政府は自国民の雇用を促進するために外国人労働者の受け入れに慎重になっており、日本人駐在員についても以前よりビザがおりにくくなっています。インドネシア語試験の義務化の動きはそのような中で打ち出され、現地では困惑が広がっています。政府高官が同計画は中止すると発言したと報道されていますが、はっきりしません。ナショナリスティックな動きが背景にあり、政府内でも意見が分かれています。本当に義務化されるとすると16,000人の在留邦人にとって、大変な話です。

次に、税務署による徴税強化の動きです。政府は大幅な税収増を目標として打ち出しており、税

務調査の更なる強化を計画しています。2015年度は前年度比30%増の約1500兆ルピア（約15兆円）が税収目標で、うち税務調査による課税目標は前年度比なんと3倍の73.5兆ルピア（約7300億円）と非常に大胆なものとなっています。大半の事業者及び個人が所得税を納税していないこの国では、多額の徴税ノルマを課せられている各税務署は日系企業を含む外資系企業をターゲットにせざるを得ません。真面目に事業を行い、雇用を創出している企業がしばしば強引な課税を受けてしまうのです。約1500社の日系企業にとって歓迎できない動きです。

とは言え、悪いニュースばかりではありません。ソフヤン・ジャリル経済調整大臣は輸出企業や研究開発や再投資を行う企業を対象とする税制優遇策を検討していることを3月16日に表明しました。早期の制度化と実施により、成長が鈍化しつつあるインドネシア経済が活性化することが期待されています。

Ｅコマースの浸透

昨年、重慶保税商品展示交易センターが重慶環球金融センタービルにオープンし、今後は、南岸区、大渡口区、江北区にもそれぞれ開設する計画があるなど、2014年下半期からクロスボーダー貿易電子商取引（Eコマース）は高速発展期に入っております。

Eコマースは昨年6月17日から正式運営されておりましたが、このたび重慶税関から、海外通販が1億元を超えたという最新海外取引データが公表されました。

海外通販の主力はやはり若年層で、ベビー食品、粉ミルク、紙おむつが人気商品となっております。

2015年1月だけで通関されたEコマース商品価格は2,032万円に達しております。市民のEコマース取引が高まるに連れて管理監督業務も効率的になり、物流の速さも高まり、開設当時は購入商品が手元に届くの1ヶ月以上待たなければなりませんでした。現在では3～5日で手元に到着するようになりました。

Eコマースを通じての購入商品は、品質が保証されるだけでなく価格にも優位性があり、今後

重慶 ビジネスサポーター 吉川 孝子

増々取引額は右肩上がりに上昇するものと思われます。

現在Eコマースに載せられている商品群は19,260種になっており、ミルク、紙おむつ、ベビー食品、化粧品、服装、バッグが取引上位を示しております。

また、登録されておりますプラットフォーム企業（輸入ネット販売参入企業）は新世紀百貨、重慶商社、BEST GOODSなど44社、決済金融機関は中国銀聯、中国銀行など17社が参入しております。物流企業は中国邮政、中国外運長航グループ有限公司などの5社が保税倉庫から市民の元に届けております。

Eコマース取引が一般市民の間で浸透してくるにつれ、「貿易業、商社の将来は？」、「物販業者の将来はどうなるのだろうか？」と考えさせられます。

また一方で、内陸で販路拡大を狙いたいが出資投資が不安な企業にとっては、店頭での「売ってやる」店員からの購入→量販店、デパートを巡り店頭での商品確認後ネット購入→高級品あるいは

安心、安全を追求しての輸入商品へと消費者の購買形態が変化していることもあり、日本に居なが

らにしての販路拡大も検討してみたいかがでしょうか。

NYでオフィスを借りるとしたら

ニューヨーク ビジネスサポーター 今泉 江利子

NYでいろいろな衣食住にかかわる日本の企業の進出が沸騰しています。全米でもファッションやトレンドの中心地ということで、まずパイロットとしてNYを選ばれる企業が多いのでしょう。そんな時、皆さん、進出時の事務所はどうやって確保しているのでしょうか。何度かNYを訪問しながら決心を固め、弁護士を通じて会社設立、ビザ申請を行い、その上で実際の店舗確保、ベンダーなどとの話し合いに入るのが通常のパターンです。会社設立が終わると責任者、担当がNY入りして中期、あるいは長期滞在しながら市場調査、ベンダーとのネットワークづくり、出店する場所の探索、大家との交渉などを行います。世界でもまれに見るほど不動産価格が高いNYですので、店舗の位置は中心地、オフィスも中心地だと予算がすぐに底を突いてしまいます。そこで多いのは年間のアパートを借りてそこをオフィス兼アパートにする例。あるいはちょっと割高ですが、短期滞在アパートをオフィス兼アパートにする。アパートといっても、1ベッドルームを借りればリビングルームとキッチン、バスルームが付いてくるので、リビングに机を置いてオフィスに。その後、

従業員が増えてきたり、会社のアドレスや秘書業務が必要になってきたら、秘書サービスや会議室が共有できる短期賃貸オフィスがお勧めです。日本にも進出しているRegusや住友不動産が、エグゼクティブスイートと呼ばれる個室のオフィスを6ヶ月から賃貸してくれます。同じフロアに弁護士や会計士、セラピスト、立ち上げ時の企業など、いろいろなプロフェッショナルや会社が集うので、アパートで一人で悶々と仕事をするよりもネットワークも作れ、いろいろな情報も入りやすくなります。正式なオフィス賃貸は5年から10年契約が普通ですので、こういった短期オフィス賃貸で会社を始め、成長とともに大きな部屋に移ったり、業績が安定してから長期賃貸に移ると無駄がなくていいですね。値段は立地や、オフィスの大きさや窓があるか、などでずいぶん違いますが、マンハッタンでも1ヶ月2000ドル位から借りられるようです。別に、住友不動産販売を宣伝するわけではないのですが、こちらに最近の広告を添付しますので、ご興味のある方はご覧になってください。



ニューヨーク進出の拠点として
「住友不動産販売NY
エグゼクティブ・スイート」を
ご利用ください。

住友不動産販売
SUMITOMO REAL ESTATE SALES (N.Y.), INC.

800 2nd Ave., 3rd Fl., New York, NY 10017
Tel : 212-596-0800 / Fax : 212-596-0801
E-mail : info@sumitomo-ny.com

www.sumitomo-ny.com

東北三省、経済不振深刻

大連 ビジネスサポーター 劉 瑛

4月9～10日、李克強首相が東北の吉林省省都の長春を視察し、経済振興へ檄を飛ばしました。中国全体の経済成長率が7%に下落しましたが、2014年東北の遼寧省、吉林省、黒竜江省の経済成長率はそれぞれ5.8%、6.5%、5.6%で、いずれも全国でワースト5位以内に入っています。李首相の話にもありましたが、資源、基礎、人材が全部揃っている東北三省において、

経済がこんなに低迷するとは思ってもありませんでした。

大連出身で、中国における有名な企業家のひとりである万達集団（大連発祥で不動産開発からスタート）の王健林董事長は、低迷の原因について「役所からの管理が細かすぎて、経営が縛られている」と解釈し、東北のソフトウェア業のトップである東軟集団の劉積仁董事長は、

王董事長の話に同感すると同時に、東北三省の人の「小さい事業はやらず、少額のお金は重視しない」性格も問題であると補足しました。民営企業が経済の支えにならなければ、長期的な経済発展はやはり難しいです。大連で言えば、インフラ整備、外資企業による投資の誘致、海の埋め立て、環境保全を顧みない化学プロジェクトの導入、不動産開発などの、経済成長をもたらす方策は全て完了してしまい、国外への輸出も為替レートや人件費のことで年々難しくなっているため、これからさらに成長するには、まだ本当の意味では発展しきっていない中

小民営企業に頼るしかないかもしれません。とは言え、小さい民営企業一つ一つの発展が経済成長率に影響を及ぼすようになるまでには時間がかかります。やはりすでに着手されているリサイクル工業団地などへの企業誘致や、これから設置されていく自由貿易区の活用が着目されるのではないのでしょうか。

李首相が東北視察の最後に、各役所の部門責任者にはとにかく頑張ってもらい、年末に一括で業績を確認したいとプレッシャーをかけていましたが、結果はどうなるのでしょうか。

中国の店頭取引市場への株式公開

広島上海事務所長 西尾 麻里

2月はじめの日経新聞で、「日系4社が中国の店頭取引市場に未公開株を登録した」というニュースが掲載されました。日系企業として初めてのケースで、ブライダル・美容・不動産・教育関連などいずれもサービス業です。中国市場における事業拡大のための資金調達やブランド力向上を目的としており、現地のインフラやノウハウを持つ中国投資家を探す手段にも活用されるそうです。

中国の店頭取引（OTC）市場への登録は、証券取引所と比べて手続きが簡単であるため、中小企業にとって、今後の重要な資金調達ルートになると言われています。従来は、増資か親子ローンを組むことで日本本社からの出資に頼った資金調達を行っていました。しかし、最近は資金調達方法にも現地化のニーズが高まっていることに加え、中国の店頭市場に株式公開をして、現地で資金調達をすることが外資企業にも開放されました。これにより資金調達を検討する日本企業が増えているようです。

中国の店頭取引市場のひとつ、上海股権托管交易中心のOTC市場には「Qボード」と「Eボード」という二つの市場があり、前述の日系4社は参入基準がより低いQボードに公開しました。中国国内に複数あるOTC市場の中でもQボードがあるのは、上海股権托管交易中心だけです。Qボードへの参入は、実体のないペーパーカンパニーや重大なコンプライアンス違反会社を除く非上場企業であれば株式公

開が可能というほど、参入条件は非常に低いものです。日系企業は実態がありコンプライアンスを遵守している上、安定した経営状況と管理面におけるコーポレートガバナンスが確立している企業がほとんどですから、Qボードへの参入条件をすでに具備しています。

店頭取引市場に登録すると、一定条件付での未公開株の売買、第三者割当増資、私募債の発行が可能になり、これらが外資系企業の新たな資金調達方法となりうるのです。このOTC市場の投資家は、証券取引市場などのメイン市場に比べて、機関投資家やプロの個人投資家が多い傾向にあります。また、オンライン上で株式公開されても実際の売買取引はオフライン、つまり企業と投資家の間での交渉によって決定するため、企業自身が投資家を選ぶことができます。

上海股権托管交易中心内に事務所を構える投資コンサルティング会社によると、日系企業は技術力を持って安定的な経営をしている企業が多く、投資家にとっては非常に魅力的な投資先だと考えられていると言います。全ての日系企業にOTC市場への参入が適しているわけではありませんが、ハイテク・環境関連の技術力を持つ企業や小売サービス業等の中国現地に精通したパートナーを必要としている企業あるいは、フランチャイズや店頭展開を計画している企業にとっては検討に値する資金調達方法と言えるでしょう。

台湾行政院(内閣)原子力委員会は日本の放射能汚染地区として福島、茨城、栃木、群馬、千葉の5県からの食品について輸入禁止措置を続けていましたが、本年3月までに4年間にわたり67,000件にのぼる食品の放射能検査の結果、全てについて台湾及び日本の国家基準をクリアしたと判断し、輸入措置の緩和が期待される状況にありました。しかし、衛生福利部食品薬物管理署(TFDA)が3月24日、同5県産の食品を、東京産などと偽って表示しているものがあると発表し、デパート、スーパーなどに対し回収を命じました。

これを受けて政府内に日本食品の輸入管理を強化すべきとの声があがり、TFDAは6月までに、輸入業者に対し日本政府の発行する産地証明の提出を義務付ける方針を示しました。またTFDA署長は日本食品の検査を強化することを決め、現行5%のサンプル検査率を100%に引き上げることを指示しました。

しかし一方では今回の産地虚偽表示問題に関連して放射能検査を行った結果はすべて未検出、と判定されています。また今回の問題は、日本からの出荷前包装に記載された産地表示の上に、日本の輸出業者または台湾の輸入業者によって別の産地表示が張り加えられているところにあ

ります。すなわち現状ではどこで貼り加えられたのかが把握できていません。4月1日に虚偽表示と公表された376点の輸入食品は大部分が日本の大手食品メーカーの食品であり、中には広島メーカーも入っており余り名誉なこととは言えません。

しかし、産地表示と言っても実は産地把握が大変難しいものがあり、日僑工商会(台湾における日本商工会議所)の食糧物産部の三橋部会長に電話インタビューしたところ、通常、産地表示は本社所在地で表示することが慣例化していた事実もあり、製造者も含めた業者の表示する産地と、TFDAが把握した製造地表示(製造メーカーが表示する出荷工場判別記号から読み取ったもの)とが異なっていたことが指摘されたもので、必ずしも不実記載、または虚偽表示とは言いきれないとの判断も出ているようです。更に産地と言っても食品製造地か出荷地か?など製造業者ごとに決めているのが実態だと言うことです。

騒ぎが大きくなり立法委員(国会議員)の中には日本食品不買運動まで言い始めましたので予断は許しませんが、今回の騒動はどうやら時間と共に沈静化して行きそうな気配が見えて来たと言えそうです。

2月に安倍首相の招待に応じてプラユット首相が訪日した事は、皆様ご存知と思いますが、今般、この報告がテレビを通じて国民に行われました。

- ・6世紀に亘っての両国間の関係強化のため訪日を行いました
- ・天皇、皇后陛下にも面会出来、タイ国王の親書も手渡す事が出来ました
- ・安倍首相とは、メコン圏とアセアン域内における両国の戦略的パートナーシップの重要性について合意する事が出来ました
- ・10を超える民間企業の皆様との会談を行いました
- ・主たる分野は発電事業、鉄道事業、バンコック周辺の電車事業、電気自動車の製造等でした

- ・「タイプラスワン」と言われている事象についても確認を行いました
- ・このために、経済特区を強化していく決意を日本側に伝えました
- ・タイは、日本人が好む農産物を沢山持っています
- ・一方、日本の加工業者は高度の技術を有しており、作物の処理、マーケティング、共同組合、灌漑のノウハウ等も持ち合わせています
- ・有機農業、作物の株の改善、監督支援、仲買人の問題等も含め、日本と共同で生産コストの削減や収穫量の増加に努め、農業部門の改善を行い、日本への輸出にも期待し、農民の収入を増やし、両国が共に潤う事を提案しました

- 日本の経団連には、タイがアセアンの中心地となった事で、研究開発機関や国際本部を設置してくれる事を期待していると申し上げました
- 日本が懸念している政治情勢については、タイは長期に亘って国が二分され、個々の利益が追及されるようになり、格差、汚職等の問題が多数発生し、国の安定が損なわれる状況となってしまう事を説明しました
- 国民の融和が図れるよう、公平、透明性を持ち、且つ恒久的なものとなる憲法の改正に取り組んでいると説明し、タイの現状に理解を示すようお願いもしました

以上が概略ですが、これを要約してみると、「一時は制裁も仄めかした日本政府が、鉄道事業でタイが中国に急接近した事を懸念し、今回自分を招待し、関係修復を図って来ました。自分としても、日本は最重要国であり、鉄道では東西

線を日本に任せたい意向を表明し、発電、電車事業等も俎上に上げ、協調の姿勢を示し、見返りに電気自動車の製造を依頼しました。今打ち出している経済特区は何としても成功させたいと思っているという事も伝えました。今後、最も関係強化したい分野は農業で、日本の技術支援で輸出が可能になる農作物が出来る様にしたいと考えていると伝えました。一般製造メーカー等の投資はあまり歓迎せず、アセアンの中心となり得るための、統括本部や開発拠点の誘致に努めて行きたいと述べました。」という内容になるうかと思えます。

この要旨に則って、今後の我々の事業展開を模索して行く事が重要であると再認識しています。これからタイへ進出をお考えの皆様や、既に進出しているが次なる展開を模索されている方々のご参考になればと思います。

東南アジア最大のビール消費国ベトナム

ハノイ ビジネスサポーター 中川 良一

ベトナムの2014年のビール生産量は31億4千万リットルで前年に比べて8.1%増となり、ビール生産量は東南アジアのなかで首位となっています。

であると言えます。世界的に有名なビール銘柄のハイネケンやタイガー等は、既にベトナムに進出し、日本からは2010年にサッポロビールがホーチミン市近郊ロンアン省に生産工場を設立しています。

東南アジア各国のビール生産量（2011年 単位：百万リットル）

ベトナム	2,595.4	インドネシア	236.4	ラオス	134.6
タイ	1,805.4	マレーシア	171.4	シンガポール	108.2
フィリピン	1,622.7	カンボジア	136.3	ミャンマー	30.4

出所：市場調査の専門会社である Euromonitor International 社

ベトナムビール協会の発表によれば、ベトナム人のビール消費量は約30リットル/人/年で世界的には50番目にランキングされています。キリンビールのレポートによると2013年国別ビール消費量で、ベトナムは世界で10番目となっています。（中国が首位で、日本は7番目）。日本人及び韓国人の年間平均ビール消費量はそれぞれ43.1リットルと46.2リットルです。



ベトナムのビール生産量の年平均伸び率は2001年～2005年で6.61%、2006年～2011年で12.68%です。今後も毎年、10%台で伸びると予測されており、ビール市場において大変有望な国

現地で販売するビールの値段は、330mlの缶ビールで、ベトナムビール会社製品10,000ドン前後（約50円）、外資系ビール会社製品14,000ドン～18,000ドン（約70円～90円）です。庶民が愛用するビア・ホイ（生ビール）は約30円/一杯です。



ベトナムのトップシェアを占めるサイゴンビール会社（Saigon Beer-Alcohol-Beverage Joint Stock Corporation : SABECO）は、1875年、フランス人のビクター・ラルーにより、サイゴン市内に小さな工場が設立されたのが始まりで、その後、社名がBGI社となりました。BGI社は1909年、

ベトナムでも有名な「33」(バーバービール)を生産し、ベトナム国内及びインドシナ地域で最も有名な銘柄となりました。1977年、BGI工場は政府に接収され国営企業 SABECO となりました。SABECO社は「ビール33」の名前にさらに3を1つ追加し、333(バーバーバー)ビール銘柄のビールを製造販売し、現在日本でもベトナム製ビールとして有名になりました。SABECO社の2014年の売上高は30兆ドン(1,500億円)、税引前利益3.9兆ドン(約200億円)、稼働中のベトナム内生産拠点20工場、また全国に流通網を持ち

ベトナムシェアの41%を占める、ベトナムビール業界のNO.1企業です。ベトナム政府は、現在国営企業の民営化を進めており、このサイゴンビールも例外なく株式が民間に放出されます。

ベトナム政府が保有する株式のうち53%を売却する方針で、売却後の政府保有率を36%に下げることが予定しており、この売却には、世界中の大手ビールメーカー10社以上が名乗りをあげており、今後日本メーカーの動きに注目が集まっています。

実際に現地に足を運び、ご自分の目で見て、ご自分の耳で話しを聞くことの大切さ
ホーチミン ビジネスサポーター 石川 幸

4月号で「今回は、日本企業の生産委託先候補の工場をレポートします」とご案内しておりましたが、諸事情で変更させていただきます。楽しみにされていた方におかれましては誠に申し訳ございません。

さて、2015年に入り、1月の法改正で路面店での飲食店が外資100%で可能になりました。また、7月の不動産関連法の改正では、住宅や建物を外国人や外国企業が転貸目的で賃借が可能になるなど、外資規制が少しずつ緩和されはじめており、ベトナム進出を検討される企業の業種がさらに多様化してくるのではないかと考えております。

そんな中、先日ある日本の企業様から1本の電話がありました。「来週3日間ベトナムに行くのですが、会社設立までできること全部やりたいと思っています。アポイントをお願いします。」もし電話を受けたのが読者のみなさまでしたらどのように回答されますでしょうか。ベトナムに在住している私は、即答で「3日間で会社設立は物理的に不可能です。」と申しあげました。「視察ツアーをアレンジするのでいろいろと見てみたらいかがでしょうか。」と提案をし、その後、視察担当チームがプラン案を作成しメールにてご案内しました。その間もメールでやりとりする中、「この業界を3社、この会社を2社」などというご要望もありましたが、同じ業種・職種をいくつも訪問するよりも、最初は少しずつ違うところをいろいろ訪問し

たほうがわかることが多いので、半ば弊社の独断で1日視察ツアーのアレンジをしました。先方は少し物足りないようでしたが、承諾していただき、お申し込みとなりました。視察当日、1件目のアポイント先への移動中に話しをする中で、電話では見えなかったお客様の要望が判明し、急遽アポイントを1件追加するなど柔軟に対応しました。1件目からアポイント先が当たり、「その企業で話しを聞いてよかった。」というお言葉を聞くことができました。1日中帯同しておりましたので、移動中や昼食時などもベトナムビジネスに関すること、ベトナムのうんちくなどいろいろとお話しをさせていただくことが出来ました。

今回は、ご依頼主がベトナム進出後に仕事を発注する候補先を中心にアレンジを行いましたが、視察先の1社は、ご依頼主の日本でのお困りごとに対応できる可能性があり、すぐに仕事を発注したいという展開がありました。1日を効率よく活用し、訪問先で得た新しい情報をもとに、追加で半日の視察も行われました。最後お別れ時にご依頼主からいただいた言葉は、「来てみないとわからなかった。」「アレンジしてもらった企業がどこもよかった。」「すごく効率よくまわられた気がする。」電話を頂戴したときとは知識も方向性も180度変わったのではないかと思います。

こちらに住んでいると当たり前なことでも、はじめて来られる方や旅行でしか来られてない方には、見えないことが多いことを改めて感じました。

是非、海外進出の際には、まず現地に足を運び、ご自分の目で見て、ご自分の耳で話しを聞くこと

をおすすめします。

類まれなリーダーを失ったシンガポール シンガポール ビジネスサポーター 碓 知子

資源もなにもない小さな島、シンガポールの独立からの短期間で奇跡的な経済発展を導いた建国の父、リークアンユー元首相が3月23日、肺炎のため91歳で死去しました。シンガポールが



自治権を得た1959年から1990年まで首相を務め、その後も上級相、顧問相としてシンガポールを支えてきました。

涙の独立宣言

シンガポールは1963年にマラヤ連邦の一部として独立、その後1965年に民族問題からマラヤ連邦を追放され、独立を余儀なくされます。独立宣言の時のリー氏の涙したことは有名で、私も何度も映像で見ました。マレー半島という後背地を失い、資源も、水さえも輸入しなければならない・・・シンガポールは本当に生き残れるのか、という思いが「涙の独立宣言」となったのでしょう。



経済発展の立役者

独立後のシンガポールは、公団住宅の充実、英語を公用語としたバイリンガル教育、外資誘致などを進める一方、反対意見を排除するなど、しばしば「一党独裁」「強権的」「言論の自由の制限」などが批判の的になってきました。特に2011年の選挙では、住宅価格の高騰、移民の増加など政策への不満などを背景に、与党である人民行動党(PAP)の得票率は下落。

それでも、たった50年でスラムに失業者があふれる移民の国から、世界第3位の富裕国*1となった最大の立役者がリー氏であったことに疑問の余地はありません。その証拠に、国葬までの1週間、シンガポールは国中がリー氏の死を悼むモード一色。遺体を納めた棺が国会議事堂に安置された3月25日以降、国会議事堂の周りは弔問者で

長蛇の列。一時は待ち時間が10時間を越えることもありました。国葬前日の28日夜までに国会議事堂に弔問に訪れた人数は延べ44万2297人、国内18ヶ所に設置された弔問所を訪れた人はおよそ100万人。外国人を入れて500万人強という人口ですから、およそ人口の4分の1が弔問に訪れたことになります。

シンガポールのアイデンティティー

今年はシンガポール建国50周年。その節目の年に建国の父を失ったわけですが、リー氏が亡くなってからの1週間はシンガポールの人たちが、これまでに一番「シンガポール人」であることを意識し、最も多くの人たちが「同じこと」について「同じような」感情を抱いたのではないかと思います。ナショナルデーで流れるOne People, One Nation, One Singapore...の歌を聴くたびに、国民の団結とアイデンティティーを必死に人間の手で作上げていかなければならなかったシンガポールの苦勞と悲哀を感じていました。国会議事堂を目指して並ぶ人たち、国葬の日に雨の中、沿道でリーダーを見送る人たちを見て、これぞone Singaporeだと思いました。民族紛争の中で生まれたこの国。国民の団結を最優先に掲げてきた亡きリーダーの思いは十分浸透しています。願わくば、今日のこの気持ちを忘れず、風化させず、歴史の次のページを作り上げてほしいと思います。そして、23年この国にお世話になったものとして、これからも当分お世話になるものとして、ささやかでも貢献をしていければと思います。

*1 1人あたりGDPベース。フォーブスによると、シンガポールの1人あたりGDPは56700米ドル(2012年)

(http://www.mfa.gov.sg/content/mfa/media_centre/singapore_headlines/2012/201202/news_20120226.html)

モディ政権の政策“Make in India”に関連して、2015年4月1日に今後5年間を対象とする外国貿易政策（Foreign Trade Policy）が発表されました。具体的には主に“製造業”および“サービス業”を促進するための優遇制度の簡素化と新たな枠組みの制定です。今日はそんな新たな枠組みの中から主要なものをいくつかご紹介したいと思います。

1、商品輸出スキーム「MEIS：Merchandise Export from India Scheme」

これまで商品の種類ごとに5つの輸出恩恵スキームが設定されていましたが、今回の外国貿易政策によってこれらが単独のMEISスキームとして統合され、当該スキーム下において譲渡可能なクレジット証書（Duty Credit Scripts）が発行されることとなります。当該クレジット証書を利用することによって、輸入時の支払相殺関税、及び、国内調達時の支払物品税、サービス受領時の支払サービス税に対して、原則、FOB価格に一定料率をかけた金額が相殺／払い戻し（Duty Drawback）可能となります。

2、サービス輸出スキーム「SEIS：Service Export from India Scheme」

これまでインドのサービス提供者（Indian service providers）に対して設定されていたスキーム“SFIS（Served From India Scheme）”が、インドに拠点を置くサービス提供者（Service providers located in India）にまで拡大され、あらたにSEISスキームとして新設されました。具体的な恩恵としては、純外貨獲得高（NFE：Net Foreign Exchange Earned）の3%もしくは5%をかけた金額が適用され、MEISスキーム同様、譲渡可能なクレジット証書が発行されることとなります。当該クレジット証書を利用することによって、支払関税、支払物品税、支払サービス税に対して相殺／払い戻し（Duty Drawback）が可能となります。

3、ステータス認証保持者「Status Holders」

インドの輸出貿易産業に貢献している企業に対して、その輸出額（米ドルでの外貨獲得量）に応じて一つ星から五つ星の五段階のステータス認証の付与を行い、一定の特権を与える政策が発表さ

れています。具体的には以下の区分のとおり分けられており、ステータス認定保持者は、特惠貿易協定PTA（Preferential Trading Agreement）や自由貿易協定FTA（Foreign Trade Agreement）、包括的経済連携協定CEPA（Comprehensive Economic Partnerships Agreement）などの貿易優遇措置を適用する上で自己認定（Self-Certification）が認められます。（※認定日から5年間有効）

	ステータス認証区分	輸出額：FOB 価格 (当該年と過去2年間の米ドル累計)
1.	One Star Export House	3,000,000
2.	Two Star Export House	25,000,000
3.	Three Star Export House	100,000,000
4.	Four Star Export House	500,000,000
5.	Five Star Export House	2,000,000,000

4、EPCG（Export Promotion Capital goods）スキームの条件緩和

現在、当該EPCGスキーム下においては、通常の輸出義務として、免除された関税額の6倍となる輸出額を6年以内に達成すること、という条件が課されています。一方で、インド国内製造業者から資本財を調達する場合には当該輸出義務額に対して90%の軽減税率が適用されますが、今回発表された外国貿易政策において、国内資本財メーカーの産業促進を目的に当該軽減税率が75%に軽減されます。また、当該スキーム適用において要求される一定の書類保管義務が3年から2年に短縮されることが発表されました。

5、各種書類の電子申告及びペーパーレス取引の導入

輸出にかかる上記恩恵を申請するには、一定の申請書（Form ANF3A や Form ANF3B など）を商工省の外国貿易部（DGFT：Directorate General of Foreign Trade）のウェブサイトから入手し、電子署名を用いたオンライン申請をすることとなりますが、これまではインド勅許会計士やカンパニーセクレタリー、原価勅許会計士等が発行する証明書等は電子申告による提出は認められておらず、当局に対して物理的に提出をする必要がありました。今後はこれら一連の申請手続きやその他関連手続きが随時電子化・ペーパーレス化されていくことが発表されました。

【改訂された外商投資産業指導目録について】

＜回答者 公益財団法人ひろしま産業振興機構 上海事務所＞

Q

今年4月10日より新しい「外商投資産業指導目録」が改訂され、4月10日より施行されたと聞きました。改訂の内容がどのようなものなのか、また、どういった影響が予想されるのか教えてください。

A

■ 外商投資産業指導目録について

中国における外商投資事業は、「外商投資産業指導目録」により、奨励類・許可類・制限類・禁止類の4種類に分類され、それぞれに審査認可権限や享受できる優遇政策等が定められています。今回の改正では、製造業及びサービス業を中心に大幅な制限類項目の削除が行われ、外資比率に関しても条件の緩和がなされています。

- ・ 改正のポイント
 - ①外資参入規制緩和、②外資の（特定領域への）誘導、③政策体系の構築
- ・ 主な改正点
 - 制限類の減少——79項目あった制限類が38項目に減少。
 - 外資比率制限の緩和——「合併、合作」項目（合併または合作で進出する必要がある）が43項目から15項目に減少。「中国側がマジョリティ」項目が44項目から35項目に減少。
 - 奨励類を76項目に修正——外商投資による新技術、新工芸、新材料、新設備の使用を促進し、外資品質の利用を高めるもの。
- ・ 業種（一部抜粋）

製造業分野	
持分比率要求の取消	鉄鋼、エチレン、製油、製紙、起重機、船舶船室機会、送変電設備、石炭化学工業設備、小型ヘリコプター、自動車電子集積システム、有名な白酒等
「制限類」からの削除	非鉄金属鍛錬、小型工事機械、ベアリング、感光材料、クロロマイセチン等
サービス分野	
持分比率要求を緩和	電子商務、チェーン経営、支線・鉄道、地下鉄、ライトレール、海上運輸、上演場所等
「制限類」からの削除	直接販売、通信販売、輸出入商品検査認証、鉄道貨物運輸、保険ブローカー会社、財務会社、信託会社、貨幣ブローカー会社等
「奨励類」への追加	建築設計、養老機構
「禁止類」への追加	葉タバコ等の卸売・小売、中国法律事務コンサルティング（法律環境の影響に関する情報提供を除く）、文物競売企業等

■ 企業への影響について

- 本目録の施行により、外商投資プロジェクト管理の合理化、内・外資に対する統一的な管理体制の実現へ大きく前進するものと期待されています。
- 今回の改訂により規制緩和された分野は、新たに投資を検討するチャンスとなり、一方で規制強化された分野は事業計画の練り直しが必要となる可能性が出てきました。

本質問について具体的なご相談があれば、ひろしま産業振興機構国際ビジネス支援センター、もしくは広島上海事務所までお問い合わせください。

がんばる企業の味方じゃけん！

～あなたの「元気」強力サポート～

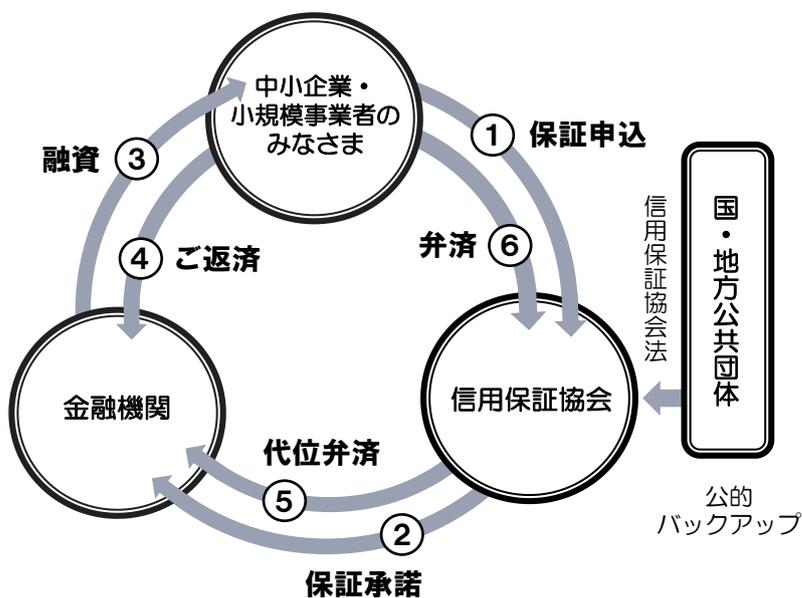
信用保証協会の目的

信用保証協会は、中小企業者の皆様が金融機関から事業に必要な資金を借り入れる際に「公的な保証人」となることにより、中小企業・小規模事業者の事業資金の借入を円滑にすることを目的として、広島県・県内市町および金融機関からの出えんにより設立された信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に基づく認可法人です。

種々の保証制度を創設

中小企業の皆様の多様な資金ニーズに迅速・的確にお応えするため、種々の保証制度を創設しておりますので、お気軽にご相談下さい。

信用保証制度のしくみ



信用保証で、
この町の中小企業・
小規模事業者を
応援します。



©光プロダクション

- ① 保証申込** 信用保証協会、あるいは金融機関などの窓口へご相談ください。
- ② 保証承諾** 信用保証協会は、事業内容や経営計画などを検討し、保証の諾否を決め、金融機関に連絡します。
- ③ 融 資** 保証承諾後、信用保証書の交付を受けた金融機関がご融資いたします。
- ④ ご 返 済** 返済条件に基づき、借入金を金融機関へご返済いただきます。
- ⑤ 代位弁済** 万一、何らかの事情でご返済ができなくなった場合は、信用保証協会が借入金を金融機関へ弁済いたします。
- ⑥ 弁 済** 信用保証協会へご返済いただきます。

詳しい内容につきましては、当協会のホームページに掲載しておりますので、ご確認いただくか、お近くの当協会窓口にお越し下さい。

詳しくはホームページへ！

広島県信用保証協会

検索

 **広島県信用保証協会**
HIROSHIMA GUARANTEE

(PC用)



本 所
福山支所
三原支所
呉 支 所
備北支所

〒730-8691
〒720-0067
〒723-0014
〒737-0045
〒728-0021

広島市中区上幟町3番27号
福山市西町2丁目10番1号（福山商工会議所ビル8階）
三原市城町3丁目1番1号（三原港湾ビル3階）
呉市本通4丁目7番1号（呉商工会議所ビル4階）
三次市三次町1843番地の1（三次商工会議所ビル1階）

TEL (082) 228-5501
TEL (084) 923-4893
TEL (0848) 63-4173
TEL (0823) 21-9281
TEL (0824) 62-3917